

原著

教育と読書

林 崎 治 恵*

Education and Reading

Harue Hayashisaki

近年子どもの資質・能力の育成を目指した教育改革が世界的な潮流となっているなか、日本においても幼稚園教育要領・学習指導要領が改訂され、新しい時代を生きる子どもたちに必要となる資質・能力を3つの柱で示し明確化された。この改訂において言語能力の確実な育成が改善事項として挙げられているが、その能力の育成を支える読書と人格形成との関わりを、教育の目的や理念を確認しながら考察する。そして、読書が教育基本法にある人格の完成を目指すことにおいて果たす役割が大きいことを指摘する。楽しむ読書や調べ学習のための読書のみならず、じっくりと向き合う読書への教育的配慮が望まれる。

Key words: 読書、人格形成、幼稚園教育要領・学習指導要領 教育基本法

1. はじめに

読書とは本を読むことであるが、情報化社会が高度に発展してきた現在では新しい知識や情報は本のみならずインターネット上にもたくさん存在する。様々なところからあらゆる情報を入手できる現代においては、情報の扱い方など新たに身に付ける必要のある能力がある。また情報は正しく理解されなければそれを活用することもできない。情報を理解するためには読解力を中心とする言語能力が必要であるが、情報をどのように活用するかは、扱う人間性にも絡む問題である。

本稿ではこの人間性つまり人格形成と言語能力の育成に関わる読書に焦点を当てて、教育との関連を考察する。

2. 言語能力の育成

新幼稚園教育要領、新小・中学校学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項のひとつに言語能力の確実な育成がある。これは7つある改善事項(その他含む)の筆頭に挙げられている注1)。言語力に関わる事項が重要視されるのは、すでに旧学習指導要領の改訂においても同様で、充実す

べき重要事項の第一として言語活動の充実が挙げられ、各教科等を貫く重要な改善の視点として示されている注2)。

こういった流れとなる背景に、国内外の学力調査の結果から日本の子ども達には思考力・判断力・表現力等に課題があると指摘されたことは大きい。そのひとつが、いわゆるPISAショック—経済協力開発機構(OECD)が実施する生徒の学習到達度調査(PISA)の結果が2003年、2006年と連続して多くの分野で順位が下がった—であるが、その後の同調査結果は2009年、2012年と回復し、2015年の同調査でも上位グループに位置する結果となっている注3)。一方、全国学力・学習状況調査においては、調査が始まった当初から国語の教科では「資料や情報に基づいて自分の考えや感想を明確に記述すること」に課題があると指摘され注4)、この傾向は学力が改善傾向にあっても引き続き課題とされ、「判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べる」「適切な根拠に基づいて説明する」などの課題が指摘されている注5)。

言語能力については拙稿注6)において3つの段階、即ち①幼児期から高等学校まで、②大学、③社会や職場ごと、に整理しどの段階においてもこれから迎える時代に応じた資質・能力の第一とな

* 四條畷学園短期大学 保育学科

るのが言語能力であることを確認したが、文部科学省はSociety 5.0に向けて求められる力とはどのような時代においても共通した力であるとして、「人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことのない特殊な能力では決してない。むしろ、どのような時代の変化を迎えるとしても、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えてながらも自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになる」^{注7)}という。そして、とりわけ小・中学校時代においては学びの基盤を固める時期であり、特に読解力については「社会が変わり、働き方も変わっていく中、日本人の基礎的読解力が仮に低下した場合、我が国の産業の品質やサービスの低下につながりかねない。子供たちがそれぞれの学校段階における教科書を理解できるようにし、生涯学び続けることができるための基礎的読解力を身に付けさせることは、公教育の責務である」^{注8)}と述べる。

これらの内容は現行の新幼稚園教育要領・新学習指導要領に反映されるが、言語能力のなかでもとりわけ読解力に注視していることがわかる^{注9)}。子ども達の課題として指摘されている、考え方や感想を述べるための理由や根拠は、資料や情報の確実な読み取りができるこそ導かれるものであることを考えれば当を得たものと言える。

3、読書について

言語能力の向上に大きく役立つもののひとつに読書がある。現行の新幼稚園教育要領・新学習指導要領の策定に向けた中央教育審議会の答申においては、読書と言語能力とを関連付けた以下のような記述がある^{注10)}。なお、傍線は筆者が付したものである。

子供たちの読書活動についても、量的には改善傾向にあるものの、受け身の読書体験にとどまっており、著者の考え方や情報を読み解きながら自分の考えを形成していくという、能動的な読書になっていないとの指摘もある。「能動的な読書」とは「趣味のための読書にとどまらず、情報を主体的に読み解き、考えの形成に生かしていく読書（インタラクティブ・リーディング）」のことを指す。さらに、

読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にする。このため、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、各学校段階において、読書活動の充実を図っていくことが必要である。

と述べ^{注11)}、加えて教育内容の見直しの項目では

読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、国語科の学習が読書活動に結び付くよう小・中・高等学校を通じて読書指導を改善・充実するとともに、教育課程外の時間においても、全校一斉の読書活動など子供たちに読書をする習慣が身に付くような取組を推進する必要がある。

とし、読書が国語科で育成を目指す資質・能力をより高めるものであることを明記したうえで、教育課程外での読書活動の充実の必要性をも指摘する^{注12)}。

これを受けた新小学校・中学校学習指導要領「国語」の改訂要点の中に読書指導が加わる。具体的には、資質・能力の3つの柱のうちの「知識及び技能」の中の「我が国の言語文化に関する事項」に読書を組み込む、学年の目標のうち「学びに向かう力、人間性等」に関する目標に読書の内容が示されるなど、読書に繋がる内容の比重が大きくなる形で反映されている。また、3つの柱のうちの「思考力、判断力、表現力等」には読書という言葉は出てこないが、その内容をみると「自分の思いや考えをもち、まとめ、広げる」などがあり、こういった内容は先に挙げた中央審議会（答申）の記述内容（特に下線部分）を踏まえて考えれば読書に関する内容でもあると考えることができる。即ち、読書は3つの柱のすべてに関わると言ってよい。

なお、読書は主に小学校以降の学校教育段階で実施されるため幼稚園教育要領に読書という用語は出てこないが、言語能力の確実な育成というねらいのもとで「言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること」^{注13)}とされて

いる。幼稚園は学校教育の始まりであり、幼稚園教育要領に必要な改訂は小学校以降の学習指導要領の改訂の方向性を踏まえて実施されているため、上記の言語環境を整えることのなかに小学校以降の読書活動に繋がる配慮が含まれていると理解できる。もちろん、幼児教育は発達段階に応じた幼児の自発的な遊びや具体的な経験が大切であり、この幼児期の教育の特性はどのように社会が変革しようとも普遍的なものであるとする考え方^{注14)}にもとづいた配慮であることは言うまでもない。

ここで改めて中央審議会（答申）の記述内容で注目したいのは下線部分である。この部分は、自分の考えを形成する、新たな考えに出会う、人生を豊かにする等の内容が含まれており、人間形成に大きく関わる部分であり自己の向上を目指す内容であるとも言えよう。基礎的読解力を身に付けたうえで、或いは身に付けながら、人間的成长のためには読書が有効であるという基本的考え方根底に流れていると捉えることができよう。

この点については、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{注15)}の第二条の基本理念をみるとよく確認できる。即ち、

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものあることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。（下線は筆者。）

と記される。読書が言語能力を高める働きがあることに触れられるとともに、子どもが「人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」として読書の意義を説く。「子どもの読書活動の推進に関する法律」でこういった意義が明確にされていることの意義は大きい。

4、日本の教育

本節では教育の目的と目標を教育基本法で確認しておきたい。教育基本法は昭和22年3月に制定され（以下これを旧法とよぶ。）、59年後の平成18

年12月に改正され現在に至る（以下これを現行法という。）。この改正にあたって文部科学省は「新しい教育基本法と教育再生」において、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしていく、という^{注16)}。

現行法と旧法の前文と第一条と第二条を比較し、主な共通点には傍線を付し、主な相違点には波線を付して示すと以下の通りである。

〈現行法〉

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。/ 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。/ ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協

力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〈旧法〉

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。/ われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。/ ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためにには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

さらに、新設項目の「幼児期の教育」については、第十一條として「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならぬ」

い。」（波線は筆者。主な相違点として付す。）とする。人格形成における幼児教育の重要性が明記されている。

教育の理念や目的等、現行法と旧法との主な異同は上記で明確であるが、ここで注目したいのは新設された幼児期の教育の第十一條である。この条文の新設は、幼児期の教育の重要性を記すと同時に、日本の目指す教育が従前より人格形成を中心としていることが改めて明示されたといってよいだろう。昭和22年5月の文部省訓令4号の教育基本法制定の要旨には、普遍的な教育理念である「人格の完成」について「教育は、真理を尊重し、人格の完成を目標として行われるべきものである」、「この法律においては、教育が、何よりもまず人格の完成をめざして行われるべきものであることを宣言した」、「人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることである」（下線部は筆者。）と記されるが、この精神は現在も変わらない。

平成8年の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）」^{注17)}には、今後の教育について教育における「不易」と「流行」を見極めつつ述べられているが、不易、即ちどれほど社会が変化しようとも時代を超えて変わらない価値のあるものとして、「豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心」などを挙げ、「こうしたものを子供たちに培うことは、いつの時代、どこの国も教育においても大切にされなければならないことである」とする。そして、時代の変化とともに変えていく必要があるもの（流行）に柔軟に対応していくために必要な資質や能力について述べたあと以下のようにまとめている。

これからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質

や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。/ 「生きる力」は、全人的な力であり、幅広く様々な観点から敷衍することができる。(下線部は筆者)。

ここで提言された「生きる力」は、変化の激しいこれからの時代に向けて必要な資質・能力として育成する力であるとともに、下線部の表現を上掲の文部省訓令4号の教育基本法制定の要旨に記されている下線部と合わせて考えれば、「生きる力」の育成は即ち旧法から新法に受け継がれている普遍的な理念である「人格の完成」を目指したものであると言えよう。もちろん現行の新幼稚園教育要領・新学習指導要領はこの生きる力の育成を目指している。

ところで、経済協力開発機構(OECD)の「コンピテンシーの定義と選択」(DeSeCo)プロジェクトによってキー・コンピテンシーが定義されたが、このプロジェクトは1997年(平成9年)から始まり2003年(平成15年)に最終報告されたものであり、日本で提示された「生きる力」はその時すでに子どもたちに必要な力として示され、その力の育成によって人格の完成を目指してきたことは上述のとおりであるが、中央教育審議会はこの点に注目し、

「生きる力」はその内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、この主要能力(キー・コンピテンシー)という考え方を先取りしていたと言ってもよい注18)。

と、日本の教育に対する考え方を評価している。この評価は妥当であり、日本の教育の独自性が發揮されている点を明確に指摘したものとして意義深い。中央審議会はさらに、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)をもとにした「人間力」という考え方なども同様である、とする。

5、読書をすることと人格の完成を目指すこと

人格の完成とは本稿「4」で触れたように「個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展

せしめること」であり、「真、善、美の価値に関する科学的能力、道徳的能力、芸術的能力などの発展完成。人間の諸特性、諸能力をただ自然のままに伸ばすことではなく、普遍的な規準によって、そのあるべき姿にまでもちきたすことでなければならない」注19)ものである。自然のままに伸ばすことでは人格の完成を目指すことはできないし、また特定に秀でた能力をのみを伸長させるのではなく、あらゆる能力を調和的に発展させていくことが目指されなければならない。

つまり、人格とは諸能力の統合体であると考えられ、この統合体を発展させ高めるには統合体である全人格で物事に向き合うことが有効であろうと考えられる。そうであるならば、まさに読書はそれに匹敵するもののひとつであると言えよう。一人の人間としての読者が、読者が経験したことのない物語や小説等の世界を体験する(「3」で触れた中央教育審議会答申にも「擬似的に体験する」と記している。)、或いは読者とは異なる一人の人間である著者に全人格で向き合うのが読書の一つの姿であるからである注20)。本稿「3」において、新学習指導要領では読書が3つの柱のすべてに関わる形になっていることを述べたが、これは3つの柱を統合して人格の完成を目指していることにも一致し、読書が果たす役割の大きさを示しているとも言える。

6、おわりに

新学習指導要領は「読書」を、本を読むことに加え、新聞や雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含めたものとして定義している。情報化社会である現在では必要な情報を集め読み解く必要性は高く、今後もそういう機会はますます増えていくであろうし、資質・能力の育成を目指す学校教育において今後必要となる力としてその育成が求められることをも合わせて考えれば、読書を本を読むことだけに限定せず文章を読むことにまで範囲を広げることは理解できる。ただ、本稿が考察した人格形成と関連付けた読書、人格の完成を目指すための読書の定義は前述の定義をそのまま用いることに一考を要する。

読書には、読書を楽しむ世界と読書に辛抱強く向き合う末に至る世界の二つがあり注21)、人格の完

成を目指す読書はとりわけ後者が重要である。読書活動が推進されつつある現在ではあるが、情報化社会への対応やアクティブ・ラーニングの一環としての調べ学習ばかりに重点が置かれることなく、従来からあるじっくりと向き合う読書の意義についても十分に教育的配慮が行われることが望まれる。子どもたちがそういった読書の世界に入っていくことができる方法の検討も今後に残された課題であろう。

(注)

- 1) 文部科学省「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」「4、教育内容の主な改善事項」2頁。
- 2) 平成20年1月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」による。平成20年答申においては、上記の基本的な考え方を踏まえつつ、学習指導要領の改訂に当たって充実すべき重要事項の第1として言語活動の充実を挙げ、各教科等を貫く重要な改善の視点として示した。
- 3) 国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査(PISA2015)のポイント」1頁。「科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、日本は国際的に見ると引き続き、平均得点が高い上位グループに位置している。一方で、前回調査と比較して、読解力の平均得点が有意に低下しているが、これについては、コンピュータ使用型調査への移行の影響などが考えられる。」とある。
- 4) 「平成22年度全国学力・学習状況調査結果のポイント」国立教育政策研究所 平成22年7月、4~5頁。
- 5) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)の補足資料 35~38頁。

なお、最新の調査結果「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況の結果(概要)」では、小学校国語では「相手に分かりやすく情報を伝えるための記述の工夫を捉えたり、目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書いたりすること」と「漢字
- (同音異義語)を文の中で正しく使うこと」に課題があり、中学校国語では「文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつことや、文章の展開に即して情報を整理し、内容を捉えること」「封書の書き方を理解し、文字の大きさや配列などに注意して書くこと」「話合いの話題や方向を捉えることはできているが、それを踏まえて自分の考えをもつこと」「自分が伝えたいことについて資料の中から根拠となる情報を取り出して正確に書くことはできているが、自分が伝えたいことの根拠として分かりやすいように書くこと」に課題があるとされる。(2~7頁)
- 6) 『四條畷学園短期大学紀要』第51号「言語能力の向上を目的とした事前事後学習課題の意義—求められる資質・能力とアクティブ・ラーニングの視点から—」平成30年9月、11~14頁。
- 7) 「Society 5.0 に向けた人材育成～ 社会が変わる、学びが変わる～」Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース、平成30年6月、7頁。
- 8) 7) に同じ。10頁
- 9) 読解力については、「読解力向上に向けた対応策について」が公表されており(中央教育審議会第109回の配布資料「読解力向上に向けた対応策について」平成28年12月)、「学習指導要領の改訂による国語教育の改善・充実」の項目に4点が挙げられている。
 - ① 読解力を支える語彙力の強化(例:学習指導要領における語彙指導の位置付けの明確化、読書活動の充実など)
 - ② 文章の構造と内容の把握、文章を基にした考えの形成など、文章を読むプロセスに着目した学習の充実(例:文章の構成や展開について記述を基に捉える学習、文章を読んで理解したことを基に自分の考えを深める学習の充実など)
 - ③ 情報活用に関する指導の充実(例:比較や分類など情報の整理に関する指導の充実、実用的な文章を用いた学習活動の充実など)

- ④ コンピュータを活用した指導への対応
(コンピュータ上の文章の読解や情報活用
に関する指導の充実)
- 10) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、
高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等
の改善及び必要な方策等について(答申)」平
成28年12月、6～7頁。
- 11) 10) に同じ。36頁。
- 12) 10) に同じ。129頁。
- 13) 「幼稚園教育要領解説」平成30年2月、第1章
第4節(3)指導計画の作成上の留意事項の
(3)「言語活動の充実」の項目、103頁。
- 14) 6) に同じ。9～10頁。
- 15) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計
画」を策定・公表すること、4月23日を「子
ども読書の日」とすること等を定め、読書活
動を推進させている。現在第四次「子どもの
読書活動の推進に関する基本的な計画」(2018
～2020)が策定されている。
- 16) 文部科学省「新しい教育基本法と教育再生」
平成19年3月。
- 17) 文部科学省ホームページ「文部省 審議会答申
等(21世紀を展望した我が国の教育の在り方
について(第一次答申))」第1部(3)「今後に
おける教育の在り方の基本的な方向」、平成8
年7月。
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/
old_chukyo_index/toushin/attach/1309590.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/attach/1309590.htm)
(令和元年8月14日閲覧)
- 18) 2) に同じ。9～10頁。
- 19) 文部科学省ホームページ「教育基本法資料室
へようこそ!」「昭和22年教育基本法制定時の
規定の概要」による。「教育基本法の解説」田
中二郎・辻田力監修(国立書院)、「教育基本法
の理論」田中耕太郎著(有斐閣)に基づき作
成とある。
[http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/
004/a004_01.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_01.htm) (令和元年8月28日閲覧)
- 20) ここでひとつの姿と言ったのは、読書には
様々な活動形態があり、1冊を通読するだけ
でなく、情報収集のための読書など様々ある
からである。新学習指導要領にも、「読書」と
は、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読ん
だり、何かを調べるために関係する資料を読
んだりすることを含んでいる、とある。

21) 渋谷清視『増補改訂 子どもの本と読書を考え
る』(文化書房博文社、昭和57年10月)は子
どもが読書を楽しむことが中心に述べられてい
るが、あとがきには読書には楽しみと喜びの
二面があり、喜びの方に本質的意義があると
いう考えに立っていることが記されている。

—2019.09.23受稿、09.23受理—